

# 富岡町 がんばる農業 支援事業

## 農業用施設、機械購入補助金交付制度について

町内で農業(自家消費を含む)を行う際に要する経費(ビニールハウス、田植え機、トラクターなど)を設置または購入された方に、費用の一部を補助いたします。

### ○対象事業

- ①穀種農業(水稻、野菜、果樹、園芸、きのこ類、花卉など)
- ②畜産農業(酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蜂など)

### ○補助対象経費

平成29年4月1日以降に設置または購入した

- ①農業用施設の設置費(ビニールハウス、畜舎、農業用倉庫など)
- ②農業用機械の購入費(管理機、トラクター、コンバイン、防除機など)

#### ※補助の対象とならないもの

- ◆国・県等の補助金の交付を受けているもの
- ◆農地保全管理のみを目的とする機械(刈払機など)
- ◆汎用性の高い機械(運搬用トラック、フォークリフト、バックホー、シャベルローダーなど)
- ◆消耗品及び備品等(苗木、肥料、ビニール被覆材、家電、単管パイプ、燃料など)
- ◆既存施設及び農業用機械の修繕費または処分費

### ○補助対象者

富岡町民で町税等の未納がなく、町内で農業を行う者等

※世帯に対する補助・1世帯あたり1度のみの補助

### ○補助額

| 農業用施設の設置費<br>または機械の購入費 | 補助率                         | 上限額      |
|------------------------|-----------------------------|----------|
|                        | 整備費、購入費の3/4<br>(千円未満の端数切捨て) | 500,000円 |

### ○申請手順

1. 機械の購入や施設の設置をする前に町(産業振興課)に補助対象の有無を事前相談

2. 購入・設置後は、速やかに以下の申請書類を提出

- ①交付申請書    ②町税に未納がないことの証明書    ③使用地の位置図
- ④領収書    ⑤写真    ⑥請求書    ※⑦使用報告書(交付を受けた年から2年毎)

【問合せ先:富岡町役場 産業振興課 農業振興係 0240-22-2111】